

町田市定期利用保育支援補助金 町田市幼稚園2歳児定期利用保育支援補助金のご案内

補助金の内容

月額保育料最大 42,000円

※入園料、給食費、行事費等は補助の対象外です。月額保育料を超えた保育料に関しては、自己負担になります。

利用できる施設

利用できる時間や利用できる年齢は施設によって異なります。
定期利用保育支援補助金対象園は、右のQRコードからご確認ください
だけです。

幼稚園2歳児定期利用保育支援補助金の対象園は、下記の通りです。

・立華幼稚園 ・桜美林幼稚園



あずける>定期利用保育

補助対象となるお子さん

2025年8月保育料まで適用	2025年9月保育料から適用
①町田市に在住していること ②住民税課税世帯であること ③対象児童が0～2歳児クラスであること ④事前に「町田市子どものための教育・保育給付認定 (3号(満3歳児は2号))」を受けている。 ^{*1} ⑤保育園等に在園していない。 ^{*2} ⑥対象児童が第2子以降であること	①町田市に在住していること ②住民税課税世帯であること ③対象児童が0～2歳児クラスであること ④事前に「町田市子どものための教育・保育給付認定 (3号(満3歳児は2号))」を受けている。 ^{*1} ⑤保育園等に在園していない。 ^{*2}

^{*1} 認定を利用前に取得して頂く必要があります。認定がない状態で、定期利用を利用した場合、
本補助金の対象外になります。

^{*2} 満3歳児クラスに入園する月は、本補助金は交付されません。

■認定についてのお問い合わせ

町田市 子ども生活部 保育・幼稚園課 支援係 TEL 042-724-2137

■定期利用保育事業についてのお問い合わせ

町田市 子ども生活部 保育・幼稚園課 管理係 TEL 042-724-2138

■給付についてのお問い合わせ

町田市 子ども生活部 子ども総務課 手当・医療費助成係 TEL 042-724-2551

➡ 手続きの詳細は、裏面をご覧ください

補助金を受け取るために必要な手続き

1

必要書類を準備する

「保護者の事由」に応じた書類を
父母それぞれの分ご準備ください。



就労証明書やスケジュール表の書式は
こちらからダウンロードできます

		就労証明書 (1-5)	個人事業主 の証明書類※1	スケジュール表	医師の診断 書または 帳簿のコピー	おおよび時間 割等	母子健康 手帳のコピー	納品書または 発注書
	保護者の事由							
	会社勤務 (採用予定含む)	○		○※3				
	育児休業中で 復帰予定	○※2						
	個人事業主	○	○					
	内職	○						○
	出産						○	
	疾病・障がい				○			
	看(介)護			○	○			
	求職							
	就学 (予定含む)			○※4		○※4		

詳細はまだ子育てサイトから入園のしおりの「保育の必要性を確認する書類」の記載欄をご確認いただき、ご不明な点はお問合せください。

※1 開業届、営業許可証、登記簿謄本、直近3か月内の帳簿、直近の確定申告書等のいずれかのコピーを提出してください。

※2 「育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が明記された就労証明書を提出してください。

※3 2つ以上の就労先で就労している場合はスケジュール表を提出してください。

※4 スケジュール表または時間割のどちらか一方を提出してください。

2

認定の手続きをする

認定の手続きは、オンラインで申請できます。

まだ子育てサイト>あずける>教育施設>各種オンライン申請・書式ダウンロード>
ページ内「認定証のみ必要な方の申請」から、必要事項を入力し、申請してください。



3

定期利用保育を利用し、市役所に請求する

《定期利用を使用する》

- ① 利用する際に先立って、「教育・保育給付認定通知」を施設に提示してください。
- ② 保育料を施設に直接支払いをしてください。
- ③ 施設から利用した月の「施設利用証明書兼領収書」の発行を受けてください。

《市役所に申請する》

提出物:「町田市定期利用保育補助金交付申請書」と「施設利用証明書兼領収書」(原本)

提出先:窓口【本庁2階 202】又は郵送

受付期間は以下の通りです。

請求書期間	受付期間【必着】	支払予定日
当年度4～6月分申請	7月15日	8月末
当年度7～9月分申請	10月15日	11月末
当年度10～12月分申請	1月15日	2月末
当年度1～3月分申請	4月10日 最終申請期限	5月末

* 申請書の提出忘れ等があった際は、以降の受付月でもご提出できます。但し、**最終申請期限を過ぎた場合は、当該年度の補助金を支払うことができません。**

* 郵送で提出の場合、子ども総務課に届いた日が受付日になります。受付期間を過ぎた場合、翌受付期間の支給日に支払います。**但し、4月10日以降に届いた申請書については一切支給できません。**